

## 愛西市健康なまちづくり事業推進委員会設置要綱

### (設置)

第1条 「住むと健康になるまち」をコンセプトに市全体で住民すべてが参加できるような運動と食の両面からアプローチする健康意識を高める取り組みをすすめ、生活習慣病等を予防することで健康寿命の延伸を図り、地域経済を活性化し、まちの賑わいや活力の再興をめざすため、愛西市健康なまちづくり推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 愛西市健康なまちづくり事業の推進に関すること。
- (2) 愛西市健康なまちづくり事業の評価に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会の目的達成に必要なこと。

### (組織)

第3条 委員会は、委員20名以内をもって組織する。

### (委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域団体等の関係者
- (3) 愛西市内で就労している者
- (4) 別表第1に掲げる職員
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、副市長をもって充て、議事その他の会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は委員長が委員の中から指名する者とする。副委員長は、委員

長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じ委員長がこれを招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長は必要に応じて、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴き又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第7条 委員会の円滑な運営を補助するため、愛西市健康なまちづくり事業作業部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会の構成員は、地域団体等の関係者、別表第2に掲げる課に所属する市職員をもって構成する。

3 部会に部会長、副部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は会務を総理し、部会を代表する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会内の調整を図るものとする。副部会長は部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 部会は、次の各号に掲げる事項について調査及び協議を行い、その内容を委員長に報告する。

(1) 愛西市健康なまちづくり事業推進全般に係わる事項

(2) 委員会より指示された事項

(庶務)

第8条 委員会等の庶務は、健康子ども部健康推進課において処理する。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年7月10日から施行する。

附 則（令和２年３月２４日告示第４０号）  
この告示は、令和２年４月１日から施行する。

別表第１（第４条関係）

愛西市健康なまちづくり事業推進委員会名簿

所属名・職名
副市長
教育部スポーツ課長
産業建設部産業振興課長
市民協働部市民協働課長
企画政策部経営企画課長
企画政策部秘書広報課長

別表第２（第７条関係）

愛西市健康なまちづくり事業作業部会名簿

所属名
教育部スポーツ課
産業建設部産業振興課
市民協働部市民協働課
企画政策部経営企画課
企画政策部秘書広報課